

ID: 938

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

処分の概要	特別障害者手当の支給の調整		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の4		
法令番号	昭和39年法律第134号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第26条の4の規定による。 (支給の調整)</p> <p>第26条の4 手当は、手当の支給要件に該当する者が、障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものを受けるときは、その価額の限度で支給しない。ただし、その全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日